

令和6年度 指定管理者モニタリングレポート

施設名	丹波篠山市立丹波旬の市
所在地	丹波篠山市吹新117番地4
指定管理者	名称 丹波旬の市販売協議会 代表者 会長 雪岡 健一 住所 丹波篠山市吹新117番地4
指定管理者管理期間	令和3年4月1日から令和8年3月31日(5年間)
モニタリングの実施方針・方法・回数等	本施設の管理運営業務の確認にあたっては、管理運営状況を事業報告書、実地調査、指定管理者へのヒヤリング等により把握しました。 その後、指定管理者の選定に用いた選定基準等に示された項目ごとに、以下のとおり、具体的な業務の履行状況等についての確認結果をコメントしたうえで、「モニタリングの総合コメント」及び「今後の業務改善に向けた考え方」を記載しました。
担当部課 (問合せ先)	農都創造部 農都政策課 TEL:079-552-1114 E-mail norin_div@city.sasayama.hyogo.jp

◆モニタリングの総合コメント

丹波旬の市は、農業者の生産意欲を高めるとともに都市と農村との交流を図ることを目的に設置しています。施設の管理運営実施状況については、指定管理者により市内の生鮮野菜直売施設として条例の目的を達成しつつ、市民や利用者のサービス向上が図られています。

酷暑や降水量不足といった天候不順による黒枝豆の不作の影響で、延べ利用者数が前年度と比較し74.3%と大きく減少しており、自主事業収入も減少しています(前年度比86.1%)。施設運営においては、必要最小限の経費で様々な事業展開を行っています。

指定管理者は条例・規則を遵守し、施設の維持管理、業務・事業の実施が適切に行われていることから、総合的に良好な施設運営ができているものと判断します。

◆今後の業務改善に向けた考え方

今後担い手となる会員数の増加、及び出荷数、出荷品目の更なる増大に向け、引き続き会員の勧誘、消費者ニーズに合った農産物の出品、作付け計画の策定、誘客推進に期待します。施設管理においては、引続き人件費、光熱水費や消耗品等において経費節減に努めます。

業務内容
<p>●管理運営方針（施設の設置目的と市の管理運営方針との整合性）</p> <p>・設置目的①農業者の生産意欲を高める 農業者自らが生産した農産物を販売することにより、所得、新規作物の栽培等の向上に寄与しています。より質の高い農産物の開発、販売促進に向け、出荷講習会等において価格設定や販売方法等について研修を実施しており、会員のスキルアップに努められています。</p> <p>・設置目的②都市と農村との交流 新じゃが・新玉ねぎの即売会等、都市からの来客を意識したイベントを行っており、顧客の新規開拓、交流人口の拡大を図られています。 以上、設置目的に沿った適切な運営が行われています。</p>
<p>●法令・条例等の適切な運用状況</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 施設の運営に必要な許認可の取得状況及び許可期間(期限)の状況 該当なし 2 条例に規定されている事項の運用状況(利用料金等の単価、開館時間等) 該当なし 3 条例に定める事項以外の利用方法がある場合には、その許可日、内容 該当なし
<p>●市民サービスの向上につながる質の高い管理運営（平等利用、利用促進等）</p> <p>収穫時期を中心に、来場者の立場に立ったサービス、誘客推進及び施設の利用促進に努められています。総合的に判断して指定管理者の努力により良好な水準を維持されています。</p>
<p>●費用対効果の観点等から、効率的な管理運営（収支計画の適格性、効率的な維持管理）</p> <p>販売した農産物の売上については農業者にできるだけ還元するため、最小限の手数料で賄われています。収支については、最低限の運営資金を留保しつつ、光熱水費のコスト削減に取り組むなど、施設管理者が意識を高めて効率的な施設運営が図られています。</p>
<p>●危機管理体制の確保（災害等緊急時の対応、苦情対応等）</p> <p>施設管理責任者を配置し、防犯・防災時の緊急事態に対応できる体制を整えられています。また、「直売アドバイザー派遣事業」を活用し、販売方法の改善に取り組みられ施設利用の向上に繋がっています。利用者からの苦情や事件・事故がないことから、総合的に判断して指定管理者の努力により良好な水準を維持されています。</p>
事業収支
<p>●経済性</p> <p>黒枝豆の不作など厳しい経営状況の中、経費の削減など指定管理者の適切な運営により、収支バランスが維持できています。</p>
団体の経営状態
<p>●経営の健全性</p> <p>指定管理者から提出された財務状況について、課題や問題はありません。</p>

施設概要調書

1. 施設の概要

令和6年度

施設名	丹波篠山市立丹波旬の市	所管課:	農都政策課
所在地	丹波篠山市吹新117番地4	設置年月日:	平成10年
設置目的	農業者の生産意欲を高めるとともに都市と農村との交流を図る。		
設置の根拠 (法令、条例等)	丹波篠山市立丹波旬の市条例(平成11年4月1日 条例160号)		
施設の概要	設備の概要	敷地面積(m ²)	2,548.5
		延床面積(m ²)	239.09
		本館(事務室、研修室):木造2階建て鋼板葺 農産物直売施設:木造平屋建て鋼板葺	
	事業概要	農林産物及びその加工品の直売並びに通信販売に関すること。 農林産物の調理及び料理の提供に関すること。 集会その他各種催し物等のため旬の市の利用に関すること。	

2. 運営状況

項目	実施計画	実施内容 (事業報告書)	計画対比
開館日数	123	123	100.0%
開館時間	水・土・祝祭日8時～12時 日曜日8時～15時	水・土・祝祭日8時～12時 日曜日8時～15時	
事業開催(収穫祭等)	6回	3回	50.0%

3. 利用実績

項目	実施計画	実施内容 (事業報告書)	計画対比	
延べ 利用者数	利用件数	7,202	5,352	74.3%
	計	7,202	5,352	74.3%

4. 事業収支

(単位:円、%)

項目		実施計画	実施内容 (事業報告書)	計画対比
利用 料金収入	会議室1			
	会議室2			
	会議室3			
	演習室			
	計	0	0	-
その他料金収入				
自主事業収入		4,195,000	3,746,645	89.3%
指定管理料		1,013,000	1,013,000	100.0%
その他収入		499,644	305,724	61.2%
前期繰越差額		1,792,356	1,792,356	100.0%
収入計(A)		7,500,000	6,857,725	91.4%
人件費		2,320,000	1,934,460	83.4%
消耗品費		208,000	196,378	94.4%
会議費		70,000	48,884	69.8%
研修費		150,000	122,579	81.7%
光熱水費		1,000,000	906,422	90.6%
修繕料		150,000	72,600	48.4%
通信運搬費		150,000	139,402	92.9%
広告料		50,000	84,850	169.7%
手数料				
委託料		850,000	846,000	99.5%
使用料及び賃借料				
自主事業費		480,000	554,570	115.5%
備品購入費		70,000	6,581	9.4%
公租公課		150,000	113,200	75.5%
慶弔費		20,000	0	0.0%
雑費		40,000	42,799	107.0%
予備費		1,792,000	1,789,000	99.8%
支出計(B)		7,500,000	6,857,725	91.4%
収支(A) - (B)		0	0	-

4-2. 事業収支(簡略版)

(単位:円、%)

項目	実施計画	実施内容 (事業報告書)	計画対比
指定管理料	1,013,000	1,013,000	100.0%
利用料金収入			
自主事業収入	4,195,000	3,746,645	89.3%
その他収入	2,292,000	2,098,080	91.5%
収入計(A)	7,500,000	6,857,725	91.4%
指定事業費	7,500,000	6,857,725	91.4%
うち、人件費	2,320,000	1,934,460	83.4%
うち、管理費	5,180,000	4,923,265	95.0%
自主事業費			
支出計(B)	7,500,000	6,857,725	91.4%
収支(A) - (B)	0	0	-